

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

第1問（各4点×10）

次の文章の空欄①～⑩に入る適切な語句を答えなさい。なお、同じ数字には同じ語句が入る。

- ・ 法律行為には、必ず一つ以上の（①）が含まれる。（①）が一つ含まれる法律行為を（②）と呼ぶ。（①）が二つ以上含まれる法律行為には（③）があるが、このほかに「合同行為」という概念が必要かどうかは争いがある。
- ・ 貸貸人 A が賃借人 B に甲土地を賃貸したが、その後、A は C に甲土地を譲渡した。C が B に対して甲土地の明渡しを請求した場合、賃借権は（④）である以上、B は原則として明渡しに応じなければならないが、B が甲土地の賃借権について（⑤）を備えていれば C の請求を拒絶できる。また、AB 間の甲土地についての賃貸借が（⑥）のためになされている場合には、（⑦）を備えていれば、同様に C の請求を B は拒絶できる。
- ・ 判例によれば、名誉毀損とは、（⑧）を低下させることをいう。ある事実を摘示する行為が名誉毀損に該当する場合でも、その表現行為が（⑨）の利害に関する事実につき、もっぱら公益を図るために行われたものであって、摘示された事実が真実であるか、あるいは行為者において当該事実が真実であると信じるにつき（⑩）がある場合には、不法行為責任は成立しない。

第2問（各20点×2）

- (1) 危険負担に関する平成 29 年民法改正（いわゆる債権法改正）の意義について、同改正以前の議論状況をふまえて 10 行程度で説明しなさい。

（参考）平成 29 年改正前の 534 条～536 条

（債権者の危険負担）

第 534 条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。

2 不特定物に関する契約については、第 401 条第 2 項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

（停止条件付双務契約における危険負担）

第 535 条 前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。

2 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。

3 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

(債務者の危険負担等)

第 536 条 前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(2) いわゆる債権者代位権の転用について、平成 29 年民法改正以前の判例の状況や同改正の意義を含めて、10 行程度で説明しなさい。

第 3 問 (40 点)

以下の【事実】を読んで、下の【設問】に答えなさい。

【事実】

A は 5 年前に B と結婚したが、2 年ほど前から別居していた。なお、A と B のいずれにも子はない。

A は、令和 2 年 5 月 1 日、外出先で突然倒れ、それ以来意識を取り戻していない。B は、この機会を利用して A が所有する甲土地を売却して自らの遊興費に充てるための金員を得ようと考え、その目的を明らかにしつつ旧知の C に相談した。そうしたところ、C は、「自分がぜひ甲土地を買い取りたい。B が A の代理人として契約をすれば良いのではないか」などと B に答えた。そこで B は、同年 8 月 1 日、A の代理人として C との間で甲土地を 1000 万円で売却する契約を締結し、同日、これを引き渡すとともに所有権移転登記手続をした。

令和 3 年 4 月 1 日、治療の甲斐なく A は死亡した。その後、相続をめぐり、B と D の間で話し合いがもたれた際、D は、A の生前、B が A の代理人として甲土地を C に売却したことを知った。

【設問】

D は C に対し、甲土地の明渡しを請求することが出来るか。

以 上